

雫石町で、新たなスタートを。

2026

雫石町版

start

令和8年度
4月開始

雫石町若者 U・Iターン 支援金

全国から雫石町にU・Iターンする
若者（40歳未満）が対象です

一般

基礎額

【世帯】25万円
【単身】15万円

加算額

【子育て加算】

18歳未満の子ども
1人につき 25万円

【18歳～25歳加算】

申請者が
26歳未満なら 5万円

【女性加算】

申請者が
女性なら 5万円

新卒者

基礎額

15万円

加算額

【18歳～25歳加算】

申請者が
26歳未満なら 5万円

【女性加算】

申請者が
女性なら 5万円

■移住元要件

以下のア及びイの期間に県外に在住していた方

ア 住民票を移す直前の10年間のうち通算5年以上
イ 住民票を移す直前に連続して1年以上

＜新卒者＞

以下のア・イ・ウを全て満たす方

ア 県外に所在する大学等（大学、大学院、高等専門学校、専門学校等）又は高等学校等に在籍していたこと。

イ 転入直前の年以内にアの大学等又は高等学校等を卒業・修了したこと。

ウ アの在籍期間中から雫石町に転入する直前まで、県外に在住していたこと。

お問い合わせはこちら

雫石町 観光商工課

都市交流推進室

〒020 - 0595

岩手県岩手郡雫石町千刈田5 1

kouryu@town.shizukuishi.iwate.jp

電話：019 - 692 - 6499



雫石町若者
U・Iターン支援金

移住後において満たすべき要件などがあります（下記のいずれかに該当）

- ・ 県内企業に就業（移住支援金対象求人専門人材）
- ・ 岩手県地方創生起業支援金の交付決定を受けて起業
- ・ 移住する前からの業務をテレワークで継続
- ・ 雫石町が定める要件に該当

過去5年以内に移住体験ツアーに参加、またはお試し住居を1週間以上利用した者など ※詳細は裏面をご覧ください。

▼対象（一般又は新卒者）ごとの移住前要件・移住後要件について

【一般】

雫石町へ移住（進学・転勤を除く）した時点において40歳未満であり、「移住前要件」及び「移住後要件」の両方に該当

＜移住前要件＞次の3つ全てに該当

- ① 雫石町に移住する直前の10年間のうち通算5年以上、岩手県外に在住
- ② 雫石町に移住する直前、連続して1年以上、岩手県外に在住
- ③ 雫石町への移住時に住民票を岩手県外から異動

＜移住後要件＞次のいずれか1つに該当

- ① 岩手県就職マッチングサイト「シゴトバクラシバいわて」掲載の“移住支援金対象求人”に就業
- ② 内閣府「プロフェッショナル人材事業」又は「先導的人材マッチング事業」を利用して、専門人材として就業
- ③ 「岩手県地方創生起業支援金」の交付決定を受けて起業し、起業した事業を申請日から5年以上継続する意思がある
- ④ 雫石町に移住する前からの業務をテレワークで継続
- ⑤ 雫石町が別に定める要件に該当

県就職マッチングサイト
「シゴトバクラシバいわて」



【新卒者】

雫石町へ移住（進学・転勤を除く）した時点において40歳未満であり、「移住前要件」及び「移住後要件」の両方に該当

＜移住前要件＞次の3つ全てに該当

- ① 雫石町に移住する前に、岩手県外に在住し、かつ、岩手県外の大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校等）又は高等学校に在籍していたこと
- ② 雫石町への移住直前の3年以内に、①の大学等又は高等学校等を卒業・修了
- ③ ①の在籍期間中から雫石町に転入する直前まで、県外に在住

※ 別途、県外へ転出したこと及び県外から転入したことを証明する書類の提出が必要です。

＜移住後要件＞次のいずれか1つに該当

- ① 岩手県就職マッチングサイト「シゴトバクラシバいわて」掲載の“移住支援金対象求人（“新卒求人”）に就業
- ② 雫石町が別に定める要件に該当

雫石町が定める要件について

（ア・イ・ウかつエ・オ・カ・キに該当するもの）

【地域の担い手要件（いずれか）】

（エ）農林水産業や伝統工芸に従事

【関係人口要件（いずれか）】

（オ）家業（農業経営・店舗など）へ就業

（ア）過去5年以内に町主催の移住体験ツアー参加経験あり

（カ）町内での起業・事業所設置

（イ）七ツ森地域交流センターのお試し住居を1週間以上利用

（キ）町内事業所に週20時間以上の無期雇用契約に基づいて

（ウ）岩手県「遠恋複業」による複業実績あり

就業した者

▼よくあるご質問 Q & A Q 1 申請のタイミングを教えてください。

A 1 申請期限は移住（転入）後1年以内です。なお、県が実施する「いわてお試し居住体験事業」を利用して移住した方は、入居期間終了日から1年以内まで申請が可能です。

Q 2 支給対象となる「テレワーク」の要件を教えてください。

A 2 ①所属先からの命令ではなく、本人の意思による移住であること、②移住先で生活しながら、移住前の仕事を引き続き行うこと、③テレワークにより勤務（原則として、恒常的に通勤しない）し、かつ、週20時間以上テレワークを実施することなどが要件です。

Q 3 「岩手県移住支援金」や「地方就職支援金」との併給はできますか。

A 3 できません。

Q 4 必ず住民票を岩手県外から雫石町に異動しなければ、要件に該当しませんか。

A 4 「一般」の区分に該当する場合は、住民票を雫石町へ異動することが必須となります。一方で、「新卒者」の区分に該当する場合は、進学に伴い岩手県外へ住民票を異動しなかった場合でも支給対象とします。別途、県外へ転出したこと及び県外から転入したことを証明する書類の提出が必要です。提出書類等の詳細はチラシ表面のお問い合わせ先へご連絡ください。

Q 5 支援金の使途に制限はありますか。

A 5 制限はありません。

Q 6 令和8年度の申請期限はいつまでですか。

A 6 令和9年1月31日（日）までに申請書の提出をお願いします。（必着）

この支援金は、岩手県企業局の「震災復興・ふるさと振興パワー積立金」を活用して実施しています。